

2004年8月7日

「中間とりまとめ（素案）」への意見

天野明弘

大綱見直しにより京都議定書の約束達成に不足する排出量削減をどのような具体的施策で達成するかに関して、中央環境審議会の総合政策・地球環境合同部会の下に設置された地球温暖化対策税制専門委員会が行った提案に関する施策総合企画小委員会での議論の中間取りまとめ（素案）では、「温暖化対策税と他の施策との比較」というまとめ方がされている。しかし、このまとめ方についてはいくつかの点で大きな疑問がある。

第1に、施策総合企画小委員会の重要な検討課題は、その設置の趣旨にも明記されているとおり、合同部会の設置した専門委員会の提案を受けて、それを含めこれに関連する施策を総合的に検討することである。その意味で、まとめの最初にあげるべきことは、専門委員会の提案に関する議論のまとめであるべきで、その後温暖化対策税を含め、これと関連する施策について行った議論のまとめをすべきである。

さらに、8月6日の小委員会でも述べたとおり、この中間とりまとめ（素案）では、「温暖化対策税」という表現で、一般的な概念としての炭素税を意味するものと、専門委員会の提案した具体的な政策提案としてのもの（これには単純な炭素税の概念だけではなく、具体的な税のかけ方、税率の概略のレベル、税収の具体的使途、環境効果に関する検討、マクロの経済的効果の検討、国際的状況の検討などが含まれている）との区別があいまいである。本小委員会での中間取りまとめを作成するのであれば、この具体的な提案をめぐって行われた議論についての論点をまずとりまとめ、一般的な炭素税という意味での温暖化対策税について、専門委員会とは別の温暖化対策税についての議論がもしあるとすれば、その後に行うべきではないか。中間とりまとめが、これまでの小委員会の意見を取りまとめるべきものであるとすれば、前回の資料4で詳しくまとめられた「意見の整理」（これは専門委員会の提案をめぐるさまざまな議論として整理されている）をまとめたものが最初に置かれるのが本来の姿ではないか。

第2に、前回の資料2-2「温室効果ガス削減のための政策手法の比較」では、一般的な政策手法の比較を行っているが、ここではそれぞれの手法の優れた点と課題とが横断的に比較できるようになっており、ある手法の課題を別の手法の利点で補えるという政策手法の組み合わせに関する有益な情報が含まれている。しかし、「素案」ではそのような考え方がなく、それを補うとすれば、各手法で課題とされている問題が、補完的政策でどう軽減できるかについての考察も加えなければならない。この点は小委員会で議論されなかったわけではなく、小委員会の資料に盛られた内容で有益なものは当然残すべきものと思われる。資料2-2から、それぞれの政策手法と補完的な関係にある手法が何かを指摘することが本小委員会の役割から考えて重要である。

第3に、専門委員会の具体的提案に戻れば、政策手法の比較は、専門委員会提案と同レベルの具体性を持ち、同程度の検討を行った複数の政策案について行うべきものである。他の代替案について吟味する前に、具体性のある政策案と一般論としての政策手法とを比較するのは、ほとんど意味がない。かりに提案されている政策案に課題が多くあるとしても、それと同程度の環境効果をもつ他の具体案が、それ以上の問題点をもつものでないとは誰もいえないからである。教科書的な比較は、あくまでも具体的政策案を策定するときの参考資料であって、すでに具体的提案がある以上、それと比較すべきものは、代替的な具体的提案でなければならない。もちろん、きわめて重大な問題があつて、具体的提案が却下されることはあり得る。その場合には、急遽それに代わる代替案を立案しなければならない。この場合には、当初の案より環境効果の劣る政策案が策定されることもやむを得ないであろう。

以上の点を踏まえ、「中間とりまとめ」を作成するのであれば、専門委員会の提案に対して寄せられた委員の意見やヒアリングの結果等から、賛否それぞれどのような論点が浮かび上がったかをまず取りまとめ、次の課題である関連手法の具体化に関する議論に進むべきであろう。本格的な政策提案の比較が可能になるのは、排出量取引や自主協定などに関して同レベルの具体的検討の進んだ段階であるから、本小委員会としては、代替的政策提案をどう策定するか、あるいは専門委員会の提案を含めた政策パッケージの議論に進むかといった議論を早急に開始すべきものとする。それらの作業を終えた後、いくつかの具体的提案について比較を行うことができるし、議論の展開によってはその過程で1つの総合的政策案について、意見がまとまることも可能となる。

以上